

○財務省告示第九十八号

関税法施行規則第十条第四項第五号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところ等を定める件（平成十七年三月財務省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、令和六年一月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>関税法施行規則第十条第四項第四号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところ等を定める件</p> <p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第十五号。以下「規則」という。）第十条第四項第四号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財</p>	<p>関税法施行規則第十条第四項第五号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところ等を定める件</p> <p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第十五号。以下「規則」という。）第十条第四項第五号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財</p>

務大臣が定めるところ等を次のように定め、平
成十七年四月一日から適用する。

1 規則第十条第四項第四号ニに規定する財務
大臣が定めるところは、日本産業規格（産業
標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）
第二十条第一項に規定する日本産業規格をい
う。以下同じ。）X六九三三又は国際標準化
機構の規格一二六五三―三に準拠したテスト
チャートを規則第十条第四項の保存義務者が
使用する同項第二号の電子計算機処理システ
ムで入力し、当該テストチャートに係る電磁
的記録を出力した画面及び書面において、日
本産業規格X六九三三における四の相對サイ
ズの文字及びISO図形言語又は国際標準化
機構の規格一二六五三―三における四ポイン
トの文字及び一四〇図票を認識することがで

務大臣が定めるところ等を次のように定め、平
成十七年四月一日から適用する。

1 規則第十条第四項第五号ニに規定する財務
大臣が定めるところは、日本産業規格（産業
標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）
第二十条第一項に規定する日本産業規格をい
う。以下同じ。）X六九三三又は国際標準化
機構の規格一二六五三―三に準拠したテスト
チャートを規則第十条第四項の保存義務者が
使用する同項第二号の電子計算機処理システ
ムで入力し、当該テストチャートに係る電磁
的記録を出力した画面及び書面において、日
本産業規格X六九三三における四の相對サイ
ズの文字及びISO図形言語又は国際標準化
機構の規格一二六五三―三における四ポイン
トの文字及び一四〇図票を認識することがで

きることとする。

2 前項の規定は、規則第一条の四第一項、第八条第一項及び第十一条第一項において準用する規則第十条第四項第四号二に規定する財務大臣が定めるところについて準用する。

きることとする。

2 前項の規定は、規則第一条の四第一項、第八条第一項及び第十一条第一項において準用する規則第十条第四項第五号二に規定する財務大臣が定めるところについて準用する。